

2016年7月27日(水)

IGS 研究会(生殖領域シリーズ)

テーマ: 同性カップルの家族づくり

日本におけるレズビアンマザー

東 小雪

LGBTアクティビスト

1. はじめに

私は現在、東京都渋谷区で同性のパートナーと暮らし、昨年、同性パートナーシップ証明書を取得しました。渋谷区で会社を運営して、企業の方にLGBTについて知っていただくための人事研修の講師をしたり、LGBTに関してアドバイスをするコンサルタントの仕事や本を書いたり、テレビに出演してLGBTについて知っていただくための仕事をしております。

今から3年ほど前に、東京ディズニーシーで結婚式をあげました。日本のディズニーでは初となる女同士での結婚式でしたので、メディアにも多く取り上げていただきました。まだ日本では同性同士で生きること自体、よく知られていませんでした。今日この会場にお越しいただいた方は、きっとLGBTについてはもうご存知だと思うのですが、数年前はLGBTと言ってもなかなか伝わらない、そんな状況がありました。最近はやはり、渋谷区が動いたことが大きく、日本でもLGBTという言葉が認知されるようになってきました。女性同士や同性同士が結婚式をあげることも、少しずつ増えてきています。

2. 同性パートナーシップを認める動き

これは2015年11月5日に撮った渋谷のハチ公の写真です。日本で、渋谷区は自治体として始めて、同性パートナーシップ証明書の交付をスタートしました。渋谷区で取得いたしまして、そのあと渋谷区のハチ公の前で記念撮影をしました。この日、東京都世田谷区でも発行が開始されたんですね。現在、渋谷区では十数組のカップルが、世田谷区では30組程度のカップルが申請、取得しているということです。世田谷区と渋谷区の人口が違いますから、世田谷のほうが多いんですが、渋谷区と世田谷区は方式が違い、渋谷区は条例で定められていて交付されます。ですから、公正証書を発行して区に届ける必要があります。この公正証書の雛形のようなものが、渋谷区のHPに掲載されているので、興味のある方はHPをご覧ください。この取得には15000円程がかかります。私とパートナーはこの機会にもう少し多くのことを盛り込みましたので、実際には18000円程度、作成にお金がかかりました。

一方、東京都世田谷区では条例で定められた制度ではありません。区長裁量で要綱によって発

行が開始されています。世田谷のほうは、申込みに行くと取得できますので、こちらのほうはお金がかかりません。そういった違いがあります。

また、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市でも発行がはじめているのですが、こちらは世田谷区に似た方式を採用していきまして、条例ではない形で発行が始まっています。こうしたことは、現在、同性カップルを法的に保障するものが何もない中で非常に大きな一歩だったと言えます。

条例で実施する方がいいのか、お金がかかってもがいいのか、かからないほうがいいのか、今後、しっかりと検討していく必要がありますし、やはりこの証明書だけではカバーできないこともあります。こうしたことは、今日の話にもつながります。日本では同性婚や同性愛を禁止する法律もなく、これを保障する、保護する法律も何もありません。自治体が始めてこのような動きをみせたというのは、非常に大きな一歩でした。他に札幌市でも検討が始まっていたり、新潟県の当事者団体が要請を求める声を届けにいたり、このような取り組みは今後も全国に広がっていくと思います。

3. LGBTを取り巻く法的状況

さて、日本のLGBTを取り巻く法的な現状なのですが、まず当たり前のことなのですが…、当たり前のことといっても世界ではそうでない所もあるのですが、同性愛は犯罪ではありません。しかし、同性には法律な保護がありません。婚姻届を受理してもらうことができません。ですが、結婚式をあげたり、結婚生活を送ることはできますし、子どもを含めた家族をつくっている同性カップルも、東京以外にも全国にたくさんいらっしゃいます。渋谷区の証明書で何ができると聞かれることがありますが、公営住宅に家族として入居できることになりました。これは大きいですね。これ以外にも、行政が動きはじめたことで、企業が動いてくれるようになりました。パートナーが生命保険の受取人になれるようになったり、携帯電話の家族サービスを受けられるようになりました。また、万が一、病気や手術が必要になったときに、証明書を持っていれば、病院で家族として扱ってもらえるのではないかと、今まで経験がないのでわからないのですが、こうした場合の対応にも期待しています。

できるようになったことが多くなった一方で、法的な保障がないためにできないこともあります。まず、税の控除が受けられません。相続を確実にすることもできません。そして今日のメインテーマですが、子どもの共同親権をもつことができないということがあります。これは条例では定めることができません。民法で定められることなので、やはり婚姻が同性同士にも開かれないと、こうした困難は解決できません。ほかにも私には、ビザ（査証）の問題に直面している仲間や友達がたくさんいます。本当に重要な人権課題として知っていただきたいという思いで、いつもお話しさせていただいています。

また現在、差別禁止法をつくらうという動きがあるのですが、この秋に出されるその行方に、非常にニュースにも注目しています。現在職場でハラスメントを訴えても、根拠となる法がありません。私は、差別禁止法を制定する必要があると思います。学校でのいじめなどにもしっかりと対応して欲しいと思っています。現在日本でLGBTに関する法律が1つだけあります。それは、性同一性障害の特例法というものです（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する

法律)。しかし、こちらも人権侵害にかかわる内容を含んでいると私は思っています。この法律の第3条の4項、5項で、生殖線の機能を永久に欠くことという点に関しては、変更して欲しいと考えています。これ以外には、同性カップルに関する法律は何もないというのが現状です。

4. LGBTが家族をもちたいと望むとき

そのような中で、NHKがこんな調査を行いました。2600人に調査したところ、子どもがいると回答した人が96人いたというのです。女性同士のカップルなのかとか、その人のセクシャリティについてとか、子どもをどういう形で持ったのかということまででは調査されていないのか、もしくは公開されていないだけなのかわからないのですが、おそらくステップファミリーの形ではないかと私は想像しています。生殖医療で生まれたお子さんも含まれるかもしれません。ただ、この調査でわかることは、同性愛者だから子どもを持ってない、育てられないといわけではないということを示しています。私の周囲にも、子どもを育てている先輩方や友達がたさくさんいます。

「同性婚を認めると少子化になるよ」と言われたり、「同性カップルだから子どもはあきらめるんだよね」とか、決めつけてかかられると、それはとても悲しいです。同性カップルの中でも、子どもを持つことを希望する人もいますし、もちろん、子どもを持たない人生を歩む人もいます。同性のパートナーを持たずに、一人で生きるという人もいます。それは異性愛者と変わりません。子どもが欲しいと思うか、思わないか、結婚するか、しないかは、セクシャリティに関わらないことですので、決めつけるのはやめて欲しいと思っています。

さて、本題に入りますが、同性カップルが家族をもちたいと思ったときに、こんな困難があります。まず、病院で生殖補助医療を受けることができません。レズビアンのカップルです。私たちの場合、パートナーの裕子さんが妊娠したいと思っていますが、病院で人工授精してもらったり、体外受精してもらおうことができません。原則、婚姻している男女に限定されているので、私たちのようなレズビアンカップルの場合は、病院で人工授精も体外受精も受けさせてもらえません。でも病院で医療を受けることはできるんですね。ですから、赤ちゃんができたときに検診を受けたり、妊娠・出産したいとか、生理が遅れているというときに病院にかかることは、どんなセクシャリティの人でもできます。まず、それを知っておいていただければと思います。レズビアンの女性が、医療機関がLGBTに関して理解があるかわからないから、病院に行きにくいという若いレズビアンの女の子たちの声を聞くことがよくあります。自分の体のことには、しっかりと興味をもって欲しいし、安心して医療を受けて欲しいと思います。

同性カップルは、法律ではないんですけれども、産科婦人科学会のガイドラインで生殖補助医療を使えないんですけれども、妊娠したり、妊娠したいなと思ったときに、病院にかかることはできますから、それは知っておいてください。

妊娠出産する以外に子どもをもつことを考える時、養子を迎えるという選択肢を想像する人もいます。しかし現在の日本の法律では、同性カップルは、特別養子縁組をして、子どもを迎えることができません。現在、養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組の二つがあります。このうち、現在特別養子縁組で養子を迎えることはできないということを知っておいてください。そして里親登録も難しいのですが、できる自治体もあります。法律で決まっていることではなく、東京都では同性カップルは里親登録できません。渋谷区の登録をしたときに、電話

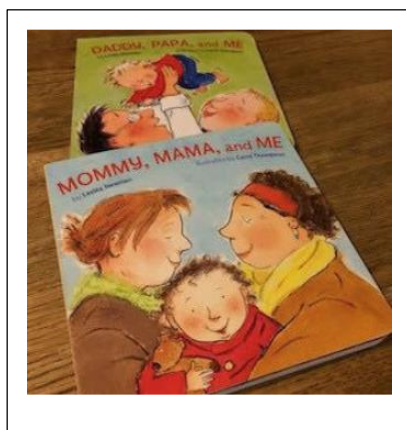
で問い合わせて確認してみました。改善して欲しいという要望を伝えましたが、現在はまだできません。でも大阪ではできるようです。法律ではなく、自治体に任されているので、地域によって違うんですね。

特別養子縁組や里親という言葉についても見ていきたいと思います。今、特別養子縁組はできませんよというお話をしたんですけども、特別養子縁組と普通養子縁組というものがあって、特別養子縁組は子の福祉のための法律で、6歳未満の子どもを婚姻した男女が養子に迎えることができる法律です。婚姻していることが前提になっていますので、同性婚ができない現在、同性カップルはこの法律を利用することができません。

普通養子縁組というのは、家の相続のためなどに利用されてきたもので、年齢制限などはありません。1歳でも一日でも年上の方が年したの人を養子にできるという法律なんですね。ですから、制度上は通常養子縁組を使うことはできるのですが、私の周りにも普通養子縁組を使って養子を迎えた友達はいません。私が知らないだけかもしれませんが、この普通養子縁組というのは、家の相続のためにできた法律なのだと思います。愛知式と呼ばれたり、赤ちゃん縁組と言われるものがあって、どうしても様々な理由から、出産した赤ちゃんを育てられないという女性がいます。その女性が、生まれた赤ちゃんをすぐに養子縁組を希望される方にお渡しして、育てていただくということが、子どもの発達のためにも非常によいといわれています。これが全国に広がって欲しいと思うのですが、そうした赤ちゃん縁組の取り組みの中に、今後は、同性カップルも含まれるようになって欲しいし、親のなり手のなかに同性カップルもいてもいいのではないかと私は思っております。

養子に関してもうひとつ、里親制度というものがあります。里親制度はなんらかの事情により家庭での養育が困難、または親に受け入れられなかった子どもに、暖かい愛情と正しい理解をもった家庭環境のもとでの養育を提供する制度です。ですから、子どもの福祉のための制度で、自分の子どもにするのとは少し違うかもしれません。里親になってから養子に迎えるという家族もいらっしゃるし、色々な形があるんですけども、里親制度は、特別養子縁組とは違う制度です。これについても登録もできる地域もあるのですが、東京都では、まだできません。里親のなり手が足りていないので、同性カップルもぜひ含めていただきたいと思います。

これは、私たちがパリで買ってきた絵本なんですけれども、お母さん二人が子育てしている絵本です。後ろのほうに移っているのは、お父さんが二人で子育てしている絵本なんです。




私たちは、実際に妊娠・出産して子どもを持ちたいと考えています。「どうして子どもが欲しいんですか」と聞かれるので、何年も考えてきたんですが、とっても難しい質問です。聞いてくださる方は、「どうしてレズビアンなのにどうして子どもが欲しいんですか」という質問だと思うんですよ。でも、異性愛者の方で「どうして子どもが欲しいのか」ということを考えたときに、答えはひとつではないと思います。絶対的な理由を持っている方も少ないと思うし、どうして子どもが欲しいのかということは、非常に哲学的だったり、すごく難しい問題だと思います。同性カップルが子どもを持つということは、社会的なハードルであったり、生殖補助医療を使えないというような困難があり、まだ実際に偏見も残っています。そうした越えなければならないハードルがあるのに、どうして子どもが欲しいのかと聞かれるとすごく難しいです。でも、そういったハードルがなくても、また少なくとも、子どもを育てることはすごく大変なことだと思います。異性のカップルがお子さんを持って育てるとしても、すごく大変なことだと私は思います。ですから、子どもが欲しい気持ちは異性愛の人たちと変わらないのではと私は考えています。

私とパートナーは何年もかけて子どもを持つことについて話し合ってきましたが、現在私が31歳、パートナーが38歳です。今、ちょうど妊娠出産について、また自分の仕事のキャリアについて必死に向き合わなければならない年齢なのかなと思います。そのときに、今の日本の中で、もし養子縁組が法的にも開かれている状態だったら、養子縁組をすることも私たちの選択肢の中にあっただと思います。これはすごく個人的なことなので、女性同士のカップルでも色々な考えの方がいらっしゃると思いますが、私とパートナーはそんな話もして参りました。彼女の年齢を考えたとき、日本の社会では養子を迎えられない現実を見て、じゃあどうしようと長い時間をかけて、話し合ってきました。そして、シリンジ法で妊娠・出産できるのではないかと、やってみたいねと話すようになりました。シリンジ法というのは、針のない注射器のことです。すごく驚かれるんですけども、この針のない注射器と滅菌されたカップがあります。非常に原始的な方法です。精子提供者の方をお願いして、排卵日にカップに精子を出していただいて、シリンジ、つまり針のない注射器で吸い上げて、自宅で自分で膣に注入するという方法です。この方法で妊娠したいと考えています。このシリンジ法は、実は同性のレズビアンのカップルだけではなくて、性行為に何か問題があったりですとか、時間がずれてしまうとか、そんな問題をもっている赤ちゃんを望む異性のカップルにも実際に使われています。ただ、異性愛同士の夫婦のどうやって赤ちゃんをつくったのか話題に上りませんから、そんなことを聞くのは失礼ですよ。実際に病院で人工授精を受けたのか、自宅でシリンジ法だったのか、セックスだったのか触れませんから。ただ調べてみると、不妊治療のひとつとして実際にシリンジ法で赤ちゃんを授かったという異性愛の方たちが結構ブログに書かれていて驚いたことがあります。ちなみに、このシリンジはアマゾンで売っております。300円くらいで売っています。インクの充填とか、粉ミルク用とかそんなものなのです。消毒された状態のものを買って一回使い切りにします。私たちは、精子提供者の方に精子をだしていただいて、年齢が上の裕子さんに先にトライをしてもらおうと考えています。

実際にどうやるかについては、おわかりいただけだと思うのですが、精子提供者の方に精子を提供していただくにしても、これが簡単にはいきません。精子提供者の方をお願いをして、合意して、実際にトライにいたるまでは本当に様々なドラマがありましたし、紆余曲折ありました。涙したことも一度や二度ではありません。この道のりのことが角川から発売されているコミック

エッセイ「女同士で子どもを産むことにしました」、にまとめられています。一冊の本にしても、まだ語り足りないくらい色々なことがありました。ちょっと年表にしてきたので、一緒に見ていきたいなと思います。

2011年夏頃 日本のレズビアンマザーたちの存在を知り、交流が始まる	2015年2月 3人目に声をかける
2013年夏頃 子どもを持つこと、方法について具体的に考え始める	2015年6月 NYプライドパレードに参加。4組のLGBTファミリーを取材。いろいろ腹が決まる
AIDで生まれた当事者の方がお話しする勉強会に参加。出自を知る権利について考え始める	2015年7月 3人目との話に時間がかりそうなのがわかり、他の方にも声をかけ始めることに
2014年1月 ゲイの友人に初めて精子提供のお願いをする	2015年8月 4人目に声をかける。最終的に、2人目をお願いした方に決まる！
2014年8月 1人目との話が見送りに。2人目に声をかける	2015年秋～ 精子提供者との決めごとを合意書の形にし、HIV検査、精子検査等を経て増原がトライ開始
2015年1月 2人目との話が見送りに	

 Copyright © 2018 TRIO COULTURE CO., Ltd. All Rights Reserved.

5. 妊娠決意までの道のり

まず、2011年の夏ごろ、さきほどの結婚式をあげるにいたる前ですね、二人の間で自然に「子どもが欲しいね」と話し合うようになりました。なぜかという、日本で、すでに女性同士で子育てしている先輩がいたからです。なかなかロールモデルがいないと、自分もこうなりたいと思えないものです。これは非常に大事なことです。私が始めて女性が好きだということに気がついたとき、LGBTという言葉もなかったですし、レズビアンで働いている大人も見えませんでした。ですので、どんな職業につけるのか、どんな大人になれるのかイメージを持てませんでした。これは、LGBTの子どもたちが、今抱えている大きな問題です。ロールモデルがいないと、どんな風に生きられるかわからない。私たちが結婚式をあげたのも、先にあげていらっしゃる先輩がいたから、それを見て、「私たちもやりたいね」と話をしたり、レズビアンマザーたちと交流させていただいて、実際に育てているお子さんと会って、「あ、そっか、こういう家族の形もあるのか」ということを学ばせていただく中で、二人の間で自然に子どものことを話し合うようになりました。でも、どうやって子どもを持つかについては手探りの状態でした。2013年の夏頃、結婚式が終わってしばらくしたときから、具体的な方法について考え始めました。AIDで生まれた当事者の方がお話しする勉強会に参加したり、新聞の報道記事を集めたり、AIDで生まれた方の手記を読んだりして、勉強をりはじめるようになりました。そして忘れられないんですけども、2014年の1月に、初めてゲイの友人に「精子提供をして欲しい。私たち、子どもが欲しいと思っているんだけど、精子を提供してくれませんか」とイタリア料理店で話をしました。ご飯を食べに行こうと言って、そのゲイカップルとレズビアンカップルの私たちが会ったんですけど、なかなか言いだせませんでした。友だち同士の間で精子って言葉なんて出てこないじゃないですか。なんかもう、私たちは子どもを持つことについて連載を持っていたので、そのゲイカップルも私たちのテレビを見てくださったりして、私たちが子どもが欲しいと思っていることは知っていました。でも実際に、いざ「精子を提供してもらえませんか」と言ったときには、まさか自分

たちが頼まれるとは思わなかったと非常に驚いていました。でも、しばらくした後に、彼はそんなに大切なことを話してくれて、頼んでくれてありがとうといってくれました。しかしここからも非常に大変でした。私たちの場合、ここまでくるのにも長い時間をかけて話し合っていましたし、あと身体的に毎月生理がきますから、そういうことを意識しやすいわけです。いつか子どもを産むかもしれないというのは、ちょっと意識しやすいと思います。ですが、ゲイカップルの場合は、特に今生きている人たちは、自分のセクシャリティに気づいたときに、やはり結婚や子どもをもつことは、一旦あきらめたという当事者の方が多いかなという印象があります。私たちがお願いした彼も、そこから自分の遺伝的なつながりのある子どもがこの世にうまれてくるということを考えはじめたわけです。ですから、少し時間がかかりましたし、「いいよ、いいよ」という訳にはいきません。命にかかわることですから。彼にとっても非常に負担というか、プレッシャーがかかることなのでしょうね。すごく重大なことですので、時間がかかりました。残念ながら2014年の8月、すごく彼は真剣に考えてくれて、テレビのドキュメンタリーのインタビューにも答えてくれたんですけども、今の時点では難しいとということで、見送りになりました。なぜかという、彼は、もし遺伝的につながりのある子どもが、ゲイである自分の精子提供によって産まれたら、自分の親に自分のセクシャリティについてカミングアウトしたいと思ったんですね。ですので、彼はこの1月から8月の間に、自分の親にカミングアウトをしに行きました。そのときに、残念ながらまだ息子のセクシャリティを受け入れるのに少し時間がかかりそうだったということだったんです。なので、精子提供に親の許可があるわけではありませんけれども、親御さんとの関係も丁寧に築いていきたいということだったので、今、精子提供して、自分とつながりのある子どもが産まれてくるというのはちょっと難しいということで、その時は見送りになりました。

ここで非常にがっかりしてしまうんですね。すごく難しいことだとわかっていても、やはりエネルギーがすごくいるんです。仕事をしながら、生活をしながら、この人をお願いしたらいいんじゃないかなとか、こういう言い方ができるかなと手探りでいろんなことをしていくなかで、お願いをして、彼も誠実に向き合ってくださったし、私たちも一生懸命考えてきたことなので、やはり話が流れてしまうと、ちょっとがっかりしてしまって、エネルギーがなくなってしまったように私は感じました。そして、二人目に声をかけて、二人目も話が見送りになって、三人目に声をかけて、そういうことがあって、ちょっと息切れをしながら、それでもなんとか、絶対にあきらめたくない、あきらめてしまったら、赤ちゃんに会えないかもしれないと思って、二人で一生懸命、手探りの中、進んでいます。

そして、ちょうど1年前の6月に、NYに行きました。これは本当に素晴らしい機会に恵まれたと思います。NYのプライドパレードに参加して、その前後に4組のLGBTのファミリーを取材するという機会をいただきました。NYのプライドパレードには、レズビアンマザーも多数参加していましたし、ゲイファーザー、男性同士で子どもを抱っこしている人たちがレインボーフラッグを持って道を歩いている所にも出会いました。この取材の中で、アメリカでは国際養子縁組ができるので、中国から3歳の子どもを養子に迎えたというレズビアンマザーの家族と、代理出産で子どもを2人持ったというゲイファーザー、それから、精子バンクの匿名精子で人工授精で子どもを持ったというお母さんと、パートナーの親戚のおじさんから精子提供を受けて一人目の子どもを持って、二人目は精子バンクの精子で子どもを持ったという、男の子ふたりのお母

さんなど、色々な人に会えました。英語だったので、私は全部理解できたわけではないのですが、裕子さんは英語ができますので、すごく交流できまして、実際にそういう人たちの姿を見たり、家庭にも遊びにいかせていただいたので、私にとってかけがえのない忘れられない大切な体験になりました。私自身、この出会いがあるまで、大きな戸惑いがありました。日本でまだまだ少ない家族の形ですし、同性愛者だったり、同性カップルとして生きることに対して、差別、偏見がまだ根強く残っていると思います。ですから、子どもをもって育てるときに、よく子どもがかわいそうとか、子どもが学校でいじめられるんじゃないのかと言われるからです。それに傷ついたときもありました。なぜ傷ついたのかと振り返ると、やはり私の心のなかにそういう思いがあったからだと思います。今はそれはすごく間違っていたし、反省をしています。なぜかという、もう育てている子どもたちがいますし、それなのに同性親の子どもがかわいそうというのは、やはり違うと思います。子どもがかわいそうかどうかは、誰かがジャッジすることではありませんよね。他にも他の属性にあてはめたら、これはハッとさせられることもあるのではないかと思います。よく、障害があったら、かわいそうとかね、こういう子どもはかわいそうとか、そういう私たちの何気ない偏見とか、善意のようにみえるそういう言葉のなかに、どうしても差別があるのではないかと思います。それは本当は間違っているんだということを何年もかけて、またいろいろな先輩たちの背中を見せていただいて、学ぶことができました。ですので、このNYから帰ってきて、パートナーの裕子さんとますます決意を新たにしました。裕子さんのほうは大丈夫、大丈夫という感じだったんですけど、私のほうが非常に逡巡していたというか、本当に大丈夫なのかと不安をたくさん抱えていました。でも、そういう気持ちこそが偏見を助長する、差別を助長する、それはよくないんだということに気づきました。どんな形の家族であっても、子どもが尊重されて欲しい、育てるお母さん、またお父さんが応援されて欲しいという思いを今はしっかり持って、私自身がしっかりしてきたと思っています。

そして帰国してからも、3人目の方とも話し合いに時間がかかりそうだとわかって、3人目の方に、「他の方にも声をかけていいですか」ということも含めて話し合っ、他の候補の方にも声をかけ始めることになりました。やはり、女性にとっては、特に30代の後半になると、一ヶ月、一ヶ月、妊娠できるかなと非常に切実な思いを持ちます。これについては、女性同士のカップルだと共有しやすいです。生理前の不調だったりとか、卵子の老化ということが世の中で言われていますが、こうしたことも共有しやすいと思います。ただ、男性にとっては、やはりその一ヶ月、一ヶ月、卵子がでていくという身体的感覚をあまり共有できないので、精子提供を頼んでもらった男性からみれば、真剣に考えるのに時間がかかるんですね。ですから、時間がかかってしまうのは仕方がないとわかりながらも、焦りと不安のなかで二人で戦っておりました。

4人目の方には2015年8月に声をかけましたが、最終的にはなんと2人目をお願いした方に決まりました。何があるかわかりません。その2015年1月をお願いした人の状況が変わって、もしまだ精子提供者を探していたら、自分を候補にいれて欲しいと電話をいただいたのです。そして、2015年の秋ごろから。合意書の形で決めていたHIVの検査を、精子提供者の方に受けていただいたり、これは裕子さんも受けました。精子提供者の方が精子検査を受けて、そんなことがあって、トライを開始して、現在、妊娠するのを待っているという状況です。

精子提供者の方とどんなことを話し合ったのかというと、自分の親、提供してくださる方の親

へのカミングアウトだったりとか、自分の血のつながった子どもが生まれてくるということについて、考えてこなかった方がほとんどでしたので、それを考えていただいたりだとか、私たちはたまたまゲイの知り合いがすごく多かったので、ゲイのカップルにお願いすることが多かったのですが、そのゲイのパートナーはどう考えているのか、そういうことを話し合ってもらったりしました。

内容は精子提供者の方と裕子さんと私の間で決めたり、私の周りのレズビアンの方たちが、こんなことを話し合っているよということ参考になりました。当事者には色々な思いがあり、これが全部ではないですが、一例としてご紹介させていただきたいと思います。まず、親は誰であるか、レズビアンカップル二人なのか、もしくは精子提供者らを含んで養育していくのか、これは非常に重要なことだと思います。精子提供している人と一緒に子育てしている家族もいて、私はそうした人にも会ったことがあります。あとは、精子提供だけしてもらって、親はレズビアンの二人だよというふうにお子さんを育てている人もたくさんいます。いろいろです。また、経済的な援助をするのかしないのか、求めているのか、求めていないのかということも非常に重要になってくると思います。また、精子提供者が認知をするのか、しないのかということも重要です。認知をすると、相続権が発生します。ですから、これは非常に重要なことなのです。でも、将来、子どもから精子提供者に対する認知請求は妨げられませんかよ、リスクはありますよということとは、私たちは提供者にしっかりお伝えしました。そして、トライの前にHIV検査をうけていただくこと、それから1ヶ月に1回トライをするわけですが、何ヶ月か、かかりますから、その間はセーフセックスをしていただくこと、また提供は無償であることなどを話しました。無償については、場合によっては、交通費をおだしすることはあるかもしれませんが、原則的には無償であることや、出自を知る権利について、提供者の方とカップル間で話し合う必要があると思います。

6. 生まれた子どもの出自を知る権利

生まれた子どもの「出自を知る権利」について、私は三点あると考えます。出自を知る権利という言葉が、日本でも、新聞などで少しずつ目にする機会が増えてきましたが、そうした報道を見たり、本と読んだりしていくなかで、次の3つが混ざっていると思います。その1つ目は、あなたは生殖医療や、精子提供を受けて産まれてきたんですよという事実を、つまり出生の真実を告知してもらおうということ。そして、2つ目は、提供者はどんな人であったか、人物を知ることができるということ。そして3つ目は、実際に子どもが会いたいと思った時に、会うことができるかどうかです。出自を知る権利というときに、この3段階が考えられるのではないかと考えました。これは、私が考えたわけではなく、現代思想という雑誌で臨床心理士の信田さよ子さんという方と対談させていただいたときに、信田先生から教えていただいたことです。私もこういうふうに整理すると少し考えやすいかなと思ったので、今日みなさんにもご紹介させていただきました。ちなみに信田先生は、この物語の部分が大切ではないのかとおっしゃっていました。臨床心理士の先生として、子どもが発達する上で、生物学的な父親はこんな人だよ、こんな国籍の人で、こんな目の色の人で、身長で、こんな人だったんだよと知れることが大事なんじゃないかとおっしゃっていました。私とひろこさんはこの子どもが提供者に会える可能性も含めて、考えたいと

思いました。なので、お願いした精子提供者の方には生まれた子どもにも会って欲しいと思っています。女性同士なので、育てていくなかで、子どもに真実告知をしないというのは、もちろんありえないんですけども、わかる言葉で、なるべく早くから話したいと思っています。「私たちはすごく赤ちゃんが欲しい、赤ちゃんがきて欲しいと思ったけれども、精子がなかったから……」精子とは言わないかもしれません。赤ちゃんの種というかもしれません。「その人に赤ちゃんの種をプレゼントしてもらったんだよ」みたいです。そのことがわかる年齢からなるべく早く伝えていきたいと思っています。そして、春はピクニックに行く時や、お誕生日など、年に何回か、精子提供者にも会ってもらう、そういう関係を築いていきたいと今は考えています。

7. 精子提供の法律面

ここからは法的なことなんですけれども、このような方法で精子提供を受けて妊娠・出産をするというのは、法律違反ではありません。ご質問いただくんですけれども、精子提供を受けて、自宅でシリンジで妊娠するというのも法律違反ではありません。ただ、保護するような制度や法律も何もないですから、問題というか、ちょっと大変だなと思うことがあります。まず、この女性同士は法的に婚姻することができないので、法律上は渋谷区の証明書をもっていても、何年結婚生活を送っていても、ルームシェアをしているお友達という扱いにしかならないんです。これは、親になる二人にとっても困ったことがあります。子どもを育てるときに、子どもの法的な立場も不安定になってしまって、子どもの福祉の観点からも非常によくないと思います。

裕子さんが子どもを生んだ場合、裕子さんは子の実母ですから、ここは問題ないわけですね。親権者は裕子さんになります。ですが、生物学的なつながりがない私のほうは、この子と法的には赤の他人になってしまいます。ですから、この子が15歳、20歳、大人になるまでに、万が一、裕子さんが病気になってしまったり、育てることが難しい状況になったり、亡くなってしまったりしたときに、私がこの子に小さいころから親としてかかわってきているにもかかわらず、親として育て続けることが可能なのかという問題が残ります。ですから、これは私たちが考えているアイデアなんですけれども、裕子さんが生んだ子どもと私が普通養子縁組をすると親権者が私に移ります。そうすると、裕子さんに何が合った場合も、育てられ続けられるんじゃないかと思うのです。そして、私に万が一、何かがあったときも、裕子さんが実際に生んだという事実は残っているので、この子を育て続けられるのではないかと、弁護士や司法書士の方と相談しながら、こんなアイデアを出してみました。でも、なんせ前例がないことなので、これが確実に有効かどうかわかりません。専門家の方の意見も聞いていますが、これが確実に言い切れません。

最後に本を紹介させてください。まず1冊目は、『レズビアン的結婚生活』という本で、ディズニーでの結婚式のエピソードなど、結婚するまでのことが書かれています。はじめて女の子を好きになったり、二人で喧嘩をしながら、家族になったことなどが書かれています。2冊目が、『女同士で子どもを産むことにしました』というコミックエッセイです。実際に子どもを持ちたいと思ったときに、色々な批判にさらされたり、精子提供者の方をお願いをしにいった、そんなエピソードが書かれています。子どもがいじめられてしまうのではないかと悩んだり、色々な人をお願いしたり、どうやって子どもをつくるのかということがこの本の中に書かれています。今日の話がさらによくわかると思いますので、ぜひご覧いただきたいと思います。それから『ふたりの

ママから、きみたちへ』という本は、よりみちパン！セという児童書から出ています。私たちが親になることを考えるときに、精子提供を受けるのか、外国に行くのか、そんな漠然と考え始めるとき、子どもを持つとはどういうことなのだろうということに向き合うための本です。

質疑応答

仙波：東さん、ありがとうございました。私たちが知らないような、LGBTの方たちをめぐる法制度、それから養子を迎えることが難しいこと、そういったことも教えていただきました。まだ日本は男性と女性の間にも生まれた子ども、お父さん、お母さんがいたほうが、子どもにとっては幸せだというような思い込みがあるわけですが、実際には男女のカップルの間に生まれた子どもであっても、虐待を受けたり、大事にされていないお子さんもいらっしゃいます。今の話を伺って、お子さんを持つ前にいろいろ考えて、準備をされて、そういった意味では、何も考えないでお子さんができてしまったご夫婦・・・まあ、そういったご夫婦の子どもでも、幸せなお子さんもいらっしゃいますが、あまり関係の良くない夫婦の間に生まれるお子さんよりも、LGBTの親御さんに育てられる子どものほうが幸せなのではないかという感想を私は持ちました。では、質問をしたい方は挙手をどうぞ。

質問 1.

色々な方が精子提供していると思いますが、東さんたちと提供者の間に弁護士の方をいれることは考えましたか。

東：カップルの場合とカップルではない場合があります。それからゲイに提供してほしかったんですか、と聞かれるということがありますが、こういう仕事をしていると、たまたまゲイの友だちが多いのです。サロンを運営しております、そのサロンの中でも、子どもを持ちたいという相談を受けることもあり、一番多いのは、提供して欲しい人に声をかけられないとか、候補の人がいないとか、ゲイの友だちがそんなにいないとかです。私とパートナーは特殊な環境にいたと思います。信頼できる友達が本当にたくさんいて恵まれていたことと、ゲイの友だちが多く、その信頼できる友達がたまたまゲイだったり、そういう人間関係を持っていたので、ゲイカップルにお願いすることが多かったです。ですが、カップルではなくて、ゲイ男性にお願いしたこともあります。その場合は、そのゲイ男性がパートナーをもったときに、精子提供をして、血がつながった子どもがいると話すと、それがひとつカミングアウトになると彼は言っていました。彼自身も、説明しなきゃいけないことになるなあということは言っていました。また、異性愛の男性から精子提供をしてもらうことも、もちろん考えました。ですが、やっぱりそういうなったときには、結婚していてもしてなくてもいいですけども、その異性愛の男性にお願いすると、異性愛の男性が結婚して実子ができる場合もありますね。そしたら、その子とは私たちの子どもは異母きょうだいになります。その場合、奥様がどう思うかという問題があります。関係する大人が多くなるほど、話し合いがすごく大変になります。これは経験上、本当にそう思いました。

ですので、もちろんひとつずつ話し合っただけでクリアしていく過程は非常に重要なんですけども、私たちにも時間が5年も10年もかけられないことなので、やっぱりそれは関係する大人が多いと、こんなに大変なんだなと感じていました。

弁護士さんにも相談しましたし、司法書士さんにも相談しました。自宅に来てもらってこともありましたし、弁護士事務所に行ったこともありました。具体的に、トライしはじめようというときに、お世話になっている司法書士の方がいらしたので、こんな項目を載せたいというようなことを紙にまとめて、彼らは専門家ですから、それをみてもらって、これも入れたほうがいいじゃないとかアドバイスしてもらったことがあります。ただ、合意契約書を作りましたが、それに署名・捺印をしても、実際に法的に有効かという有効ではありません。それは法的な契約書ではないので、あくまで合意書という形になります。ただ、合意書にいたるまでのプロセスが大切だったし、絶対につくってよかったと思っています。今後15年、20年のなかで、人生何があるかわかりませんから、法律的なトラブルがあったら、その紙があれば完全に100%大丈夫ということではありません。個人的なことなので内容には触れませんが、妊娠したときに、出生前診断で子どもに染色体異常などの反応がでたときにどうするのかなども話し合っています。それは、妊娠した人の気持ちが一番優先されることだと思いますが、提供した方もかかわってくることなので、そういったことも含めて合意書には残してあります。

質問2.

お子さんに恵まれた、授かった場合には、お子さんにはなんて呼ばせたいか、お話をされていますか。

先ほど紹介した本『ふたりのママから、きみたちへ』を書いているときに、私たちも悩みました。私は実母のことをお母さんと呼んで育て、裕子さんは自分のお母さんのことをママと呼んで育てたので、じゃあ、お母さんとママにしようかと話し合ったことが書いてあります。ですが、だんだんこだわりが薄れてきてですね、なんかこゆきちゃんとひろこちゃんでもいいかなと思っています。私はなんだかそういうところは保守的で、お母さんと呼ぶべきだと思っていたんですけども、いろんな家族の形にお会いすると、別に異性のご夫婦でもニックネームで読んでる家族が結構いらっしゃいますから。

質問3.

生殖補助医療の問題として、よくいわれることのひとつに、精子とか卵子を、子どもをつくるための道具として扱うことに対する倫理的問題があげられると思います。今回、子どもを授かるために、精子を提供してもらおうということですが、そういった精子提供をってもらうことの倫理的な部分のお話をされていたら、どんなことを話したかお聞かせください。

東：これはすごく難しい問題です。とても一言では答えられないと思うんですけども、精子を提供してもらう場合と、卵子を提供してもらう場合とでは、問題が違ってくるということと、精子を凍結した場合には、その精子提供者がなくなった場合も提供される場合があったりして、

国によって法的な対応が違います。ですから、そうした医療的介入が高くなればなるほど、倫理的課題は深くなるかなと思っています。だからといって、私たちが考えなくていいというのはまったくないですけども、私とパートナーの場合は、当事者同士で話し合いをして、精子をもらって、自己授精するというすごく原始的な方法なので、子どもにどうやって説明するのかというのは、しっかり親が責任をとることですけども、男女がセックスをして、子どもができて別れてしまって、別の人と育てることとあまり変わらないですよ。セックスは自然で、精子提供は不自然だということとか、子どもをつくる道具にしているというのは、いろんな考え方があると思いますが、婚姻した男女が子どもをつくる時も、精子と卵子が子どもをつくると、道具というに変ですけども、子どもをつくる素だと思うので、医療的介入度が上がったときにどうやって向き合っていくのが重要な視点だと思います。

質問4.

アメリカのNY州の同性婚のカップルに交流されたということでしたが、日本のように目に見える違いがない、人種の違いがない国と、アメリカのような人種が混在する国で、レズビアンやゲイにかかわらず、マイノリティの方の相手の権利のあり方や違いというのをどのように感じられましたか。

東：私自身、海外で過ごした経験がなかったので、9月にNYに行った経験では、驚くことがたくさんありました。精子提供を受けて子どもを育てている方のお話を聞くことがメインのテーマだったので、そのなかでどうやって精子を選びましたかという質問をしたのですが、回答がすごくおもしろかったです。私のパートナーのおじいさんが日本人で、私のパートナーが日系人だから、日系のドナーを選んだんですと答えられて、なるほどね、と思いました。そこに迷いはなかったみたいです。そういう決め方もあるんだなという風に思いました。

質問5.

日本はマイノリティの方たちへの理解を促すために、教育が必要だと思うのですが、アドバイスがあるとすれば、教えてください。

東：教育が大事だというのは、本当にそうです。来年度から高校の教科書にLGBTという言葉が初めて載るようになりました。すごく画期的な大切な一歩です。ですが、高校からでは遅すぎます。小学校、中学校にも家庭科や保健体育に限らず、多様な家族の形やセクシャリティについて触れることが必要ですし、教科書を改定することが大変だったら、いまず現場の人たちに、ホモネタでからかうことがあったら、とめる、それを笑ったらいけないことなんだよ、傷つく人がいるんだよということをバシッと教えて欲しいです。それから必ず、生徒の中にも当事者がいるということ、当事者と関る人がいるということを意識するようお願いしたいです。13人に1人、7.6%といわれていますけれども、必ずいます。ですから、そんな人はいないものとして扱わないとことをぜひお願いしたいです。

